

公衆浴場法施行条例の改正の概要について

1 改正の要旨

昨今のサウナブームに伴い、県内においてもアウトドアサウナをはじめとする様々なサウナ営業に関する相談が増えていることから、営業が行いやすい環境整備を進めるため、公衆浴場法施行条例を改正しました。併せて、様々な営業形態への対応を可能とするため、衛生管理及び風紀の観点から現行の規定を見直し、所要の規定の整理を行いました。

2 主な改正内容

(1) サウナ営業に係る規制の緩和

浴室や脱衣室の床面積の数値規制、浴槽の設置義務等を廃止し、小規模な施設や屋外で営業する施設への対応を可能としました。

項目	改正前の規定	改正後の規定
浴室の床面積	15平方メートル以上	入浴者数に応じた適正な広さであること
脱衣室の床面積	浴室の面積の2分の1以上	
脱衣室、浴室の照明※	白色、照度30ルクス以上	十分な照度を保つこと
浴室への浴槽の設置	適用	(適用対象外)
浴槽へ適温の湯を満たすこと※	適用	(削除)
浴室への湯水の供給	湯及び水を供給できること	湯又は水を供給できること

※については、改正後の規定をサウナ営業以外の公衆浴場へも適用

(2) 衛生措置等の基準に係る斟酌規定の追加

衛生措置等の基準を緩和できる規定を拡充し、今後、新しい営業形態の浴場が現れた場合においても柔軟に対応できるようにしました。

- 「浴室の外部からの見通し防止」等の基準について新たに特例を定めることができる。
- 知事が衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、基準の一部を適用しないことができる。

(3) 所要の規定の整理

- ① 公衆浴場の類型について次の表のとおり整理し、それぞれの公衆浴場に適用させる基準をよりわかりやすく示すこととしました。

一般公衆浴場	その他の公衆浴場＝一般公衆浴場以外の公衆浴場		
地域住民にとって保健衛生上必要な公衆浴場（適正配置、物価統制対象）	1. 風営法(※)第2条第6項第1号に規定する営業に係る公衆浴場	2. 主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場	3. 1、2以外の公衆浴場
例) 銭湯	例) 個室付浴場	例) サウナ単独施設、アウトドアサウナ等	例) 健康ランド、スポーツ施設 附帯の浴場等

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

- ② 一般公衆浴場及びその他の公衆浴場(風営法第2条第6項第1号に規定する営業に係るもの、主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させるものを除く。)にサウナ室を設置する場合は、**温度計及び温度調節器を備えること**について、明記しました。

3 施行日

令和7年4月1日